

○文部科学省告示第六十七号

海外の美術品等の我が国における公開の促進に関する法律（平成二十三年法律第十五号）第三条第一項の規定に基づき、令和元年文部科学省告示第五十五号（強制執行、仮差押え及び仮処分をすることができない海外の美術品等を指定する件）の一部を次のように改正する。

令和二年七月三日

文部科学大臣 萩生田 光一

表の少女と桜の項中「令和二年七月五日」を「令和二年十二月三十一日」に改める。